

旅客営業規則の一部改正（2020年3月16日九州旅客鉄道株式会社公告第21号）
（手回り品の取扱い変更等に伴う改正）

現行	改正
（前略） （手回り品及び持込禁制品） 第307条 旅客は、第308条又は第309条に規定するところにより、その携帯する物品を手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、次の各号の1に該当する物品は、車内に持ち込むことができない。 （中略） （無料手回り品） 第308条 旅客は、第309条に規定する以外の携帯できる物品であつて、列車の状況により、運輸上支障を生ずるおそれがないと認められるときに限り、3辺の最大の和が、250センチメートル以内のもので、その重量が30キログラム以内のものを無料で車内に2個まで持ち込むことができる。ただし、長さ2メートルを超える物品は車内に持ち込むことができない。 （中略） 3 旅客は、列車の状況により、運輸上支障を生ずるおそれがないと認められる場合に限り、次の各号の1に該当する犬を無料で車内に随伴させることができる。 （中略） （2）道路交通法（昭和35年法律第105号）第14条第1項にいう政令で定める盲導犬。ただし、当該盲導犬がハーネスをつけ、旅客が盲導犬使用者証を所持している場合に限る。 （注）旅客が、自己の身の回り品として携帯する傘・つえ・ハンドバッグ・ショルダーバッグ等は、第1項に規定する個数制限にかかわらず、これを車内に持ち込むことができる。	（前略） （手回り品及び持込禁制品） 第307条 旅客は、第308条から第309条までに規定するところにより、その携帯する物品を手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、次の各号の1に該当する物品は、車内に持ち込むことができない。 （中略） （無料手回り品） 第308条 旅客は、第309条に規定する以外の携帯できる物品であつて、列車の状況により、運輸上支障を生ずるおそれがないと認められるときに限り、3辺の最大の和が、250センチメートル以内のもので、その重量が30キログラム以内のものを無料で車内に2個まで持ち込むことができる。ただし、長さ2メートルを超える物品は車内に持ち込むことができない。 （中略） 3 旅客は、列車の状況により、運輸上支障を生ずるおそれがないと認められる場合に限り、次の各号の1に該当する犬を無料で車内に随伴させることができる。 （中略） （2）道路交通法（昭和35年法律第105号）第14条第1項にいう政令で定める盲導犬。ただし、当該盲導犬がハーネスをつけ、旅客が盲導犬使用者証を所持している場合に限る。 （注）旅客が、自己の身の回り品として携帯する傘・つえ・ハンドバッグ・ショルダーバッグ等は、第1項に規定する個数制限にかかわらず、これを車内に持ち込むことができる。 <u>（東京・博多間及び博多・鹿児島中央間の新幹線の特別急行列車における無料手回り品の持込方等）</u> <u>第308条の2 前条第1項の規定にかかわらず、旅客が、東京・博多間又は博多・</u>

現行	改正
	<u>鹿児島中央間の新幹線の特別急行列車（ただし、別に定める列車を除く。）に 乗車する場合は、前条第1項に規定する制限内であつて、かつ、3辺の最大の 和が160センチメートルを超える物品（ただし、前条第2項に規定する物品を 除く。）については、その乗車区間に対して、当社が別に定める座席を指定す る指定券を当該列車に乗車する前に購入することをもつて、これを車内に持ち 込むことができる。</u> <u>2 旅客が、前項の規定による指定券を当該列車に乗車する前に購入しないで当 該物品を車内に持ち込んだ場合であつて、当社が特に認めたときは、第312条 の規定にかかわらず、旅客の1回の乗車ごとに持込手数料1,000円を収受した うえで、乗車を継続させることがある。この場合、前項の規定による指定券（満 席等のときは、当該座席以外の指定席の座席車又は特別車両の座席を指定する 指定券とする。）にかかる発売又は変更等の取扱いを行うものとする。</u> <u>3 旅客が、前各項の規定にかかわらず、当該物品を車内に持ち込んだ場合であ つて、次の各号の1に該当するときは、当該物品の持込みを認めることがある。</u> <u>(1) 第284条第1項第1号ただし書又は同条同項第2号の規定により、無賃 送還区間を新幹線の特別急行列車により乗車させるとき</u> <u>(2) 第285条の規定による他経路乗車の取扱いにより、他の特別急行列車か ら東京・博多間又は博多・鹿児島中央間の新幹線の特別急行列車に乗車させ るとき</u> <u>(3) 第289条第1項の規定により、同一方向の他の新幹線の特別急行列車に 乗車させるとき</u> <u>4 旅客は、前各項の規定により、当該物品を車内に持ち込んだ場合は、当社が 別に定める新幹線手回り品保管場所又は係員が指定する保管場所に当該物品 を保管しなければならない。</u> <u>（東京・博多間及び博多・鹿児島中央間の新幹線の特別急行列車の新幹線手回り 品保管場所の使用方等）</u> <u>第308条の3 前条の規定によるほか、旅客が、東京・博多間又は博多・鹿児島 中央間の新幹線の特別急行列車の車内に物品を持ち込む場合であつて、前条第</u>

現行	改正
(有料手回り品及び普通手回り品料金) 第 309 条 旅客は、小犬・猫・はと又はこれらに類する小動物（猛獣及びへびの類を除く。）であつて、次の各号に該当するものは、<u>前</u>条第 1 項に規定する制限内である場合に限り、持込区間・持込日その他持込みに関する必要事項を申し出たうえで、当社の承諾を受け、普通手回り品料金を支払つて車内に持ち込むことができる。 (中略) (普通手回り品切符) 第 310 条 第 309 条の規定により普通手回り品料金を支払つて、有料手回り品を車内に持ち込む旅客に対しては、普通手回り品切符又はこれに代る証票を交付する。 2 普通手回り品切符の様式は、次のとおりとする。 (中略) 第 2 種 共用切符 (中略) (注)「普通手回り品切符に代る証票」とは、第 192 条に規定する車内片道乗車券又は第 225 条に規定する車内補充券をいう。以下同じ。 第 311 条 普通手回り品切符又はこれに代る証票は、切符又は証票に表示された条件に従つて当該有料手回り品を車内に持ち込む場合に限つて有効とする。ただし、途中下車をしたときは、その効力を失う。	<u>1 項に規定する指定券を所持しているときは、当該指定券により指定した乗車する日、列車、乗車区間において、前条第 4 項に規定する新幹線手回り品保管場所を使用することができる。</u> <u>2 旅客が持ち込んだ物品の形状の他、車内の状況等により、その物品の一部又は全部を新幹線手回り品保管場所に保管することができない場合は、車内において係員が他の保管場所を指定することがある。この場合、当該保管場所を新幹線手回り品保管場所とみなして取り扱う。</u> (有料手回り品及び普通手回り品料金) 第 309 条 旅客は、小犬・猫・はと又はこれらに類する小動物（猛獣及びへびの類を除く。）であつて、次の各号に該当するものは、<u>第 308</u> 条第 1 項に規定する制限内である場合に限り、持込区間・持込日その他持込みに関する必要事項を申し出たうえで、当社の承諾を受け、普通手回り品料金を支払つて車内に持ち込むことができる。 (中略) (普通手回り品切符) 第 310 条 第 309 条の規定により普通手回り品料金を支払つて、有料手回り品を車内に持ち込む旅客に対しては、普通手回り品切符又はこれに代<u>わる</u>証票を交付する。 2 普通手回り品切符の様式は、次のとおりとする。 (中略) 第 2 種 共用切符 (中略) (注)「普通手回り品切符に代<u>わる</u>証票」とは、第 192 条に規定する車内片道乗車券又は第 225 条に規定する車内補充券をいう。以下同じ。 <u>(普通手回り品切符の効力等)</u> 第 311 条 普通手回り品切符又はこれに代<u>わる</u>証票は、切符又は証票に表示された条件に従つて当該有料手回り品を車内に持ち込む場合に限つて有効とする。ただし、途中下車をしたときは、その効力を失う。

現行	改正
2 普通手回り品切符又はこれに代る証票は、次の各号により係員の検査を受けるとともに、途中下車又は下車の際に、これを係員に引き渡さなければならない。 (中略) (2) 普通手回り品切符に代る証票は、旅客がこれを携帯し、係員から請求があるときは、いつでもこれを呈示する。 (持込禁制品又は制限外手回り品を持ち込んだ場合の処置) 第 312 条 旅客が、第 307 条第 1 項ただし書の規定による車内に持ち込むことのできない物品又は第 308 条の規定による持込制限を超える物品を当社の承諾を受けずに車内に持ち込んだ場合は、旅客を最近の駅に下車させ、かつ、次の各号により荷物営業規則（1987 年 4 月九州旅客鉄道株式会社公告第 16 号。以下「荷物規則」という。）に定める荷物運賃及び増運賃を収受する。 (1) 第 307 条第 1 項ただし書第 1 号から第 6 号までの規定による物品を持ち込んだとき 当該物品 1 個ごとの重量によつて計算した相当小荷物運賃（危険品にあつては、荷物規則別表第 1 項第 3 号アの規定による 10 割増の割増小荷物運賃を適用する。）及びその 10 倍に相当する増運賃を収受するほか、危険品にあつては、次に定める増運賃を合わせて収受する。この場合、当該物品中に危険品以外の物品を混じたときは、危険品の重量（容器又は荷造りの重量を含	2 普通手回り品切符又はこれに代<u>わる</u>証票は、次の各号により係員の検査を受けるとともに、途中下車又は下車の際に、これを係員に引き渡さなければならない。 (中略) (2) 普通手回り品切符に代<u>わる</u>証票は、旅客がこれを携帯し、係員から請求があるときは、いつでもこれを呈示する。 <u>(持込手数料に係る証票)</u> <u>第 311 条の 2 第 308 条の 2 第 2 項の規定により持込手数料を支払つて、同条第 1 項に規定する物品を車内に持ち込んだ旅客に対しては、これを証明する証票を交付するものとし、その様式は別に定める。</u> <u>2 前項の規定による証票は、旅客がこれを携帯し、係員から請求があるときは、いつでもこれを呈示するとともに、途中下車又は下車の際に、これを係員に引き渡さなければならない。</u> <u>3 旅客は、持込手数料について、払いもどしを請求することはできない。</u> (持込禁制品又は制限外手回り品を持ち込んだ場合の処置) 第 312 条 旅客が、第 307 条第 1 項ただし書の規定による車内に持ち込むことのできない物品又は第 308 条<u>若しくは第 308 条の 2 第 1 項</u>の規定による持込制限を超える物品を当社の承諾を受けずに車内に持ち込んだ場合は、旅客を最近の駅に下車させ、かつ、次の各号により荷物営業規則（1987 年 4 月九州旅客鉄道株式会社公告第 16 号。以下「荷物規則」という。）に定める荷物運賃及び増運賃を収受する。 (1) 第 307 条第 1 項ただし書第 1 号から第 6 号までの規定による物品を持ち込んだとき 当該物品 1 個ごとの重量によつて計算した相当小荷物運賃（危険品にあつては、荷物規則別表第 1 項第 3 号アの規定による 10 割増の割増小荷物運賃を適用する。）及びその 10 倍に相当する増運賃を収受するほか、危険品にあつては、次に定める増運賃を合わせて収受する。この場合、当該物品中に危険品以外の物品を混じたときは、危険品の重量（容器又は荷造りの重量を含

現行	改正
む。) のみについて計算する。 ア 火薬類 1 キログラムについて 1,000 円 イ その他の危険品 1 キログラムについて 300 円 <u>(2) 前号の外、車内に持ち込むことのできない物品を持ち込んだとき</u> <u>車内に持ち込んだ物品の総重量によつて計算した相当小荷物運賃(持込物</u> <u>品が2個以上であつて、それぞれ適用する小荷物運賃を異にするときは、そ</u> <u>の全部に対し最高割増を適用して計算する。)</u> 及びその2倍に相当する増運 <u>賃を収受する。ただし、増運賃は、旅客が、物品の無賃運送を図り荷物運賃</u> <u>を免がれる意思が明らかであるときに限つて収受する。</u> 2 前項に規定する荷物運賃及び増運賃は、次の各号に定める区間を運送するも ものとして計算する。 (1) 前項第1号のときは、乗車券に表示された区間。ただし、旅客が有効の乗 車券を所持しないときは、旅客の乗車区間、また、その乗車区間が判明しな いときは、当該列車の運転区間とする。	む。) のみについて計算する。 イ 火薬類 1 キログラムについて 1,000 円 ロ その他の危険品 1 キログラムについて 300 円 <u>(2) 第308条の2第1項の規定による指定券を東京・博多間又は博多・鹿児島</u> <u>中央間の新幹線の特別急行列車に乗車する前に購入しないで同条同項の規</u> <u>定による物品を持ち込んだとき</u> <u>車内に持ち込んだ物品の総重量によつて計算した相当小荷物運賃(持込物</u> <u>品が2個以上であつて、それぞれ適用する小荷物運賃を異にするときは、そ</u> <u>の全部に対し最高割増を適用して計算する。)</u> 及びその2倍に相当する増運 <u>賃を収受する。ただし、増運賃は、旅客が、物品の無賃運送を図り荷物運賃</u> <u>を免がれる意思が明らかであるときに限つて収受する。</u> <u>(3) 前各号の外、車内に持ち込むことのできない物品を持ち込んだとき</u> <u>前号の規定を準用する。</u> 2 前項に規定する荷物運賃及び増運賃は、次の各号に定める区間を運送するも ものとして計算する。 (1) 前項第1号のときは、乗車券に表示された区間。ただし、旅客が有効の乗 車券を所持しないときは、旅客の乗車区間、また、その乗車区間が判明しな いときは、当該列車の運転区間とする。 <u>(2) 前項第2号のときは、旅客が当該新幹線の特別急行列車に乗車した駅(乗</u> <u>車した駅が判明しないときは、列車の発駅)と、旅客を下車させた駅との区</u> <u>間</u>

現行	改正
<u>(2)</u> 前項第 <u>2</u> 号のときは、乗車券に表示された発駅（旅客が有効の乗車券を所持していないときは、列車の発駅）と、旅客を下車させた駅との区間 (以下略)	<u>(3)</u> 前項第 <u>3</u> 号のときは、乗車券に表示された発駅（旅客が有効の乗車券を所持していないときは、列車の発駅）と、旅客を下車させた駅との区間 (以下略)

附則 この公告は 2020 年 5 月 20 日乗車となるものから施行します。